

令和6年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第2号）

1 令和6年12月13日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1 番	閑 田 大 祐	2 番	森 若 徹
3 番	渡 辺 年 範	4 番	浜 田 幸 造
5 番	尾 尻 康 二	6 番	進 藤 雅 通
7 番	水 橋 直 行	8 番	森 ル イ
9 番	上 青 木 至	10 番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

1 番	閑 田 大 祐	2 番	森 若 徹
-----	---------	-----	-------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮 地 丈 彦	書 記	岡 田 愛 子
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	谷 川 正 芳	副 町 長	小 田 博
教 育 長	佐々木 智 彦	総 務 課 長	坂 田 誠
企 画 課 長	竹 下 良 二	税 務 課 長	平 道 龍 二
住 民 課 長	亀 井 成 美	会 計 課 長	岡 田 貴 美
福 祉 課 長	川 野 義 彦	保 健 衛 生 課 長	川 本 亮 之
地 域 経 営 課 長	三 村 竜 也	建 設 課 長	藤 原 通 伸
下 水 道 課 長	下 川 昇	教 育 課 長	山 本 秀 樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 9 号 専決処分した事件の報告について

第 2 承認第 3 号 専決処分した事件の承認を求めることについて

第 3 議案第 6 5 号 大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 6 6 号 大崎上島町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

- 第 5 議案第 67 号 大崎上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 68 号 大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 69 号 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて
- 第 8 議案第 70 号 指定金融機関の指定について
- 第 9 議案第 71 号 令和 6 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 10 議案第 72 号 令和 6 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 73 号 令和 6 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 12 議案第 74 号 令和 6 年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 議案第 75 号 財産の取得について
- 第 14 議案第 76 号 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 77 号 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 78 号 令和 6 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 17 議案第 79 号 令和 6 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 18 議案第 80 号 令和 6 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 議案第 81 号 令和 6 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 20 議案第 82 号 令和 6 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 83 号 令和 6 年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 22 議員派遣について
- 第 23 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承

認について

８ 会議の経過は次のとおりである。

午前９時００分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１、報告第９号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第９号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和６年１０月１日付で損害賠償の額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和６年５月２７日に大崎上島町中野４８０９番地の４、大西港駐車場内においてデマンドバスが予約利用者を乗せるためバックした際に、右側後方の確認が不十分で安芸津フェリーに乗船する待機者を誘導していた誘導員と接触し、傷害を負わせたため、その治療費９万４，９７４円を損害賠償額として示談処理を行ったものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第２、承認第３号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本承認は、令和6年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）について議会を招集する時間的余裕がないことから、令和6年10月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,293万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,809万7,000円と定めたものです。

内容は、令和6年10月27日執行、第50回衆議院議員選挙執行に伴う経費について所要の補正を行ったものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第65号大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第65号大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年10月11日付で大崎上島町特別職報酬等審議会会長から提出された答申に基づき、議会議員の報酬及び期末手当の額を改定するものでございます。

内容としましては、議長報酬月額を33万3,000円に、副議長報酬月額を27万9,000円に、常任委員会及び議会運営委員会委員長の報酬月額を26万5,000円に、議員報酬月額を26万円とそれぞれ定めるとともに、期末手当支給月数を2.9か月と定めるもので、令和7年1月1日から適用することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第65号大崎上島町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり

決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第66号大崎上島町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第66号大崎上島町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町コミュニティーバス、通称、おと姫バスについて、原油高に伴う燃料費の高騰や人件費等も高騰している中、今後もおと姫バスの安定した運行を維持していくため、バス使用料の額を引き上げるることについて議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、使用料の額を大人（中学生以上）1人1乗車につき100円を200円に、小学生以下1人1乗車につき50円を100円とするものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） コミュニティーバスの運賃を値上げするということに関しては異議はないんですけれども、これに関連してちょっと委員会でも発言したんですけれども、高速艇の廃止に伴って高速艇を利用している方から高速艇が廃止されてもデマンドバス及びおと姫バスの運行の利便性を考えていただきたいという意見が多数ありましたので、その辺のことを考えていただきたいと思いますので、その辺のこと、今どのようにされているか答弁をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

高速船の廃止による利便性の確保ということで早朝のバスの便数をまず一点考えております。というのは、今、通勤通学の方で6時台のバスが必要となろうということを想定して、そこを事業者のほうと時刻のほうを調整しております。あともう一点は、遅い時間、こちらのほうも夜20時台が運行できないかということで業者のほうに依頼してシミュレ

ーションをかけているところでございます。ここら辺の時間帯が決まりましたら、早急に皆様にお知らせする予定であります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 陸上交通の便が良くなるから高速艇を廃止するということで廃止されたということなんで、今言われたように利便性を考えて実現性のある運行をよろしくお願いいたしたいと思います。

終わります。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第66号大崎上島町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第67号大崎上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第67号大崎上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の規定に基づき、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、市町村における合議制の機関の設置等について定めるために必要な措置を講ずるものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 大崎上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであり、主な改正内容は、第15条第3項では、災害、その他の政令で定めるやむを得ない理由により災害援護資金の貸付けを受けた者が支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができること、また災害援護資金の免除理由として死亡または重度障害の場合が規定されていましたが、これらに加えて新たに破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたときについても災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができることとし、この償還金の支払いを猶予し、または災害援護資金の償還未済額の全部もしくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者またはその保証人に対し、収入または資産の状況について報告を求めること、また官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができるとするものです。また、第16条では、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、医師等の有識者による合議制の機関として大崎上島町災害弔慰金等支給審査会を置くことを新たに規定したものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第67号大崎上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第68号大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第68号大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部に大崎上島町災害弔慰金の支給等に関する条例第16条に規定する大崎上島町災害弔慰金等支給審査会委員の日額報酬1万円を加えるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第68号大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第69号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第69号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

主な内容としては、過疎債を活用する予定のハード11事業を計画に追加するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の変更により追加計上などの事業についてご説明をいたします。

令和3年9月に策定の過疎地域持続的発展計画にハード事業11事業を追加し、計画を変更するものでございます。追加事業として、ハード事業は、持続的発展施策区分、交通施設の整備、交通手段の確保、事業名、市町村道路に、事業内容として山尻原下1号線、

瀬井新治1号線、矢弓下組線、橋梁長寿命化改修事業、加賀津橋、郷森の下1号橋、向田橋、大串郷谷1号橋、浜谷橋を、事業名、その他に道路附属品の更新を、事業名、自動車にコミュニティーバス購入事業を、持続的発展施策区分、子育て環境の確保、高齢者などの保健及び福祉の向上及び増進に、事業内容としてICTを活用した安心見守りサービス事業の11事業を計画に追加しております。追加及び変更の事業につきましては、過疎債を有効活用することとし、いずれも過疎地域の振興に資する事業であること、適債性について検討し、計上しております。

なお、計画の変更に係る広島県との協議については、令和6年12月12日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） この中に含まれます橋梁の長寿命化計画、長寿命化に関するものなんですけども、新たに追加していくこと、それは調査をした上で増やしていくということでは何ら異議があるものではないんですけども、これ以前からも申し上げておりますが、現在の道路事情にそぐわない橋梁、例えば大型車両がどんどん通行する場所で荷重制限が8トン未満とかそういった橋梁が多く存在するんです。長寿命化ということを考えると、その基準内で通行させること、これが一番重要ではないかと。基準を超える重量の車両を通行させるというのは、長寿命化に反するのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

長寿命化計画のこの事業の中で話しますと、今設計荷重が8トンという橋梁がもしあれば、それは8トン以内で通っていただくということで、それ以上の車両になると補強をして通っていただくということになっております。ただ、今後を考えると8トンというのは現在の車両に適合しておりませんので、荷重に耐える橋に変えるということも交通量によっては考えていく必要があると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それに見合う車両で、それが行政側としている最大限の言葉じゃないかと思うんですけども、現状、資材を積んで、例えば造船所の近くで資材を積んだ大型トラックが入っていくのがもう当たり前、それは2車線化して道路が広がって道路事情がよくなった、改善されたからこそ大型車両が入るようになった。なのに、その手前で橋だけを事情に大型車両が通行できないというような、それは公共の交通インフラを考える上で、それがあから8トン以下で走れっていうのはあり得ない話でしょ。そこはしっかり考えていっていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに。

森議員。

○8番（森 ルイ君） ICTを活用した安心見守りサービス事業について、中身の説明をいただけますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 今、大崎上島町内では、高齢者等の見守り活動では民生委員や児童委員の活動、高齢者巡回相談員、緊急通報システム、配食サービスやサロンによる見守り、郵便局等の協定等いろいろな見守り活動を行っておりますが、最近自宅で誰にもみとられずに亡くなる孤独死や孤独死以上に故人の尊厳が侵される孤立死といわれまして、しばらく亡くなっても誰にも発見されずにご遺体が損傷するという事例が大崎上島町内でも起きております。そういったことを防ぐためにも、今までの活動に加え、ICTを利用した、例えばいろんなものがあると思うんですが、今、福祉課のほうで考えているのは、電球を設定して24時間以内にオンオフがなければ、その電球からSIMカードが含まれてますので事前に登録された先へメール等が送られて、そのメールを送られたご家族やご親戚の方が直接ご自宅のほうへ連絡をできるというものです。また、その連絡ができない場合については、委託業者のほうがご自宅まで訪問していただけることをちょっと想定して、今回のこの過疎計画のほうに上げさせていただきました。また、詳細については令和7年度の当初予算のほうで議員の皆様方には丁寧な説明をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 現時点では70歳以上などの方ということが対象になっているんですけども、70歳以下であってもお体や精神の障害がある方などで独り暮らし、もし

くは70歳以上でお二人暮らしであってもお一人が介護が必要な方などの場合も多々あると思います。そのような方にも広くこの制度を使えるように検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 今、福祉課のほうで考えていますのも、70歳以上の単身世帯と障害者手帳をお持ちの方、またその他町長が特に認めた方については対象にするように考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 建設課長にお聞きしたいんですけども、向山地区、デマンドバス、おと姫バス運行しておりますけども、盛商店から集会所前を通る道路ですね。あの道路をバスと出会ったときに待避所がない。課長もあの現場を見られて、石垣のついたところ、壊れそうなところ、確認されているので、ご存じだと思いますけども、今後改善、改修される予定はありますか。今のまま続行ですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

道路が1車線で離合が困難というのは、私も存じております。ただ、現在の状況で言いますと、道路計画のまだ予定に上げておりません。現在、道路改良を数実施しているんですけども、今現在実施中の事業が終わって、次にかかることになったときに地元の要望とかその交通量を勘案して事業に乗せることは可能だと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 交通量は、あえて多い少ないか聞かれば多いほうではないんです。ないんですけども、道路の上に墓地があり、あそこは急傾斜地区になってますね。あれも過去何年前からも町民からも要望があり、区からも要望があったと思いますけれども、一向に地権者との話し合いもなし、行政としても取組をされていない。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 墓地については、墓地の持ち主の責任と考えております。そのことで、もし道路改良で広がる、そこが必要になるとなると用地買収とか地権者と協議となりますけれども、現在のところは墓地の所有者の責任ということで、町のほうは対策

としてはしておりません。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） これ、最後にしましょう。

バスと出会ったときに歩行者が安全に回避できると思われる場所ってあると思っておられますか。その辺をちょっと聞きたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その幅については、広いところと狭いところがございます。交通のルールを守って安全に退避できるところで交わしていただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員、もう3回終わりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第69号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第70号指定金融機関の指定についてを議題いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第 70 号指定金融機関の指定について提案説明を申し上げます。

本町の指定金融機関は、平成 15 年の合併時に新町における指定金融機関の決定に係る協議において、株式会社広島銀行と株式会社もみじ銀行の 2 金融機関の輪番制で行うことが決定されています。

令和 4 年 12 月議会定例会において議決を得て指定しました現在の指定金融機関である株式会社広島銀行の期間が令和 7 年 3 月 31 日で終了するため、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間、株式会社もみじ銀行を指定金融機関に指定することについて、地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 70 号指定金融機関の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 9、議案第 71 号令和 6 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第71号令和6年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ9,333万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億8,143万6,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、本庁舎2階会議室整備事業について追加計上を行うとともに、その他事業の執行に伴い、予算の補正が必要となった事業について所要の補正を行うものです。

第2表、債務負担行為補正では、新たに町立学校情報機器等整備事業及び大崎上島町コミュニティバス指定管理委託料の追加を、第3表、地方債の補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、国庫支出金、寄附金、町債を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 一般会計補正予算（第5号）の詳細について説明いたします。

予算書の5ページ目をお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正では、児童・生徒1人1台端末更新を実施する町立学校情報機器等整備事業及び大崎上島町コミュニティバス指定管理委託料について追加計上しております。

6ページ目をお願いします。

第3表、地方債の補正では、コミュニティバス整備事業等4事業について事業費の増減に伴い所要の調整を行いましたので、起債の限度額について総額で690万円の増額を行っております。

10ページ目をお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として令和5年度実

績確定に伴い、生活保護費国庫負担金 2 1 8 万 6, 0 0 0 円の追加を、寄附金では寄附の一般寄附として寄附業者 2 社合計で 2 6 2 万 7, 0 0 0 円の新たな計上をしております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金 8, 0 7 4 万 7, 0 0 0 円の追加を、次に町債ですが、総務債ではおと姫バス購入に伴い、コミュニティーバス整備事業 6 0 0 万円の追加計上をしております。

1 2 ページ目をお願いします。

歳出予算ですが、議会費では、議会費に特別職の報酬等の額改定に伴い、議員人件費 6 0 万円の追加を、総務費では、総務管理費の財政管理費に認定団体等指定ふるさと納税増額見込みに関わる団体交付金の不足分等としてふるさと納税推進事業 9 4 3 万 1, 0 0 0 円の追加を、財政管理費では本庁舎 2 階会議室整備として庁舎管理費 3 6 7 万 3, 0 0 0 円を追加計上しております。

1 3 ページ目をお願いします。

企画費では、おと姫バス購入等に伴い、コミュニティーバス運行事業 6 5 9 万 9, 0 0 0 円の追加を、選挙費の町議会議員選挙費に選挙用具等の物価高騰により町議会議員選挙費 1 7 6 万 2, 0 0 0 円の追加計上しております。

民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費に国民健康保険事業特別会計繰出金 2 7 9 万 5, 0 0 0 円の減額を。

1 4 ページ目をお願いします。

生活保護費総務費では、令和 5 年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金の実績確定に伴う返還金等として生活保護事業 1 7 4 万 9, 0 0 0 円の追加計上をしております。

衛生費では、保健衛生費の 1 5 ページ目をお願いします。

保健衛生総務費に就職支援金申請者増に伴い、医療及び福祉従事者就職支援金 6 0 万円の追加を、農林水産業費では、農業費の農業振興費に寄附活用事業として農業振興諸費 5 4 万 2, 0 0 0 円の追加、並びにかんきつ産地育成事業 1 8 9 万円の追加計上をしております。

林業費の林業振興費に有害鳥獣被害による崩土撤去費用として林道維持管理費 2 0 0 万円の追加を。

1 6 ページをお願いします。

土木費では、道路橋梁費の道路維持費に各地区の要望等への対応に伴い、道路維持費 6 0 0 万円の追加を、港湾費の港湾管理に生野島埋立地整備工事に伴い、港湾管理諸費 5 0 0 万円の追加を、都市計画費の下水道費では、会計調整に伴い、下水道事業会計補助金 4, 7 4 8 万 9, 0 0 0 円の追加を、空き家等対策費では、危険物除去促進事業補助金の申請件数増に伴い、空き家等対策事業 2 7 0 万円の追加計上をしております。

1 7 ページをお願いします。

教育費では、幼稚園費の大崎上島幼稚園費に寄附活用事業として大崎上島幼稚園管理運営費 2 1 万 8, 0 0 0 円の追加を、社会教育費の社会教育総務費にエアコン修繕等による流用予算の補正として社会教育振興消費 7 2 万 6, 0 0 0 円の追加計上をしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は 3 回までとします。

それでは、質問をされる方はページ数、款項目節を言って質問してください。

森議員。

○ 8 番（森 ルイ君） 1 6 ページ、土木費港湾費港湾管理費、生野島の港湾整備についての説明をお願いできますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森議員の質問にお答えいたします。

土木費の港湾費でございます。

生野島の福浦港の地先埋立申請を昭和の終わりに、県に対して埋立申請というのを行っておりまして。土が入って陸地になっているものがあります。その部分を竣工認可を県のほうに受けるんですけれども、埋立ての土の高さが若干違っておりました。その土を平均的にするため 5 0 0 万円の補正をお願いしております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○ 8 番（森 ルイ君） 生野島の港付近の町有地の今後の活用については、こちらの整備と併せて何かお考えがありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 埋立申請をした昭和の終わりにはいろいろな活用策があっ

て、多目的広場とかという目的がありましたけれども、現在に至ってはそれが必要かどうかというのは甚だ疑問と思っております。今後の活用については、これからの検討となると思っております。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。

ほかに質問はありませんか。

森若議員。

○２番（森若 厳君） 建設課長に確認したいんです。これ、１６ページにあるんですけど、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金、この分は今現在花條地区の測量しておりますよね、その分の負担金ですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 花條地区だけではございませんけれども、それも含めて同じ予算科目でございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第７１号令和６年度大崎上島町一般会計補正予算（第５号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第７１号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１０、議案第７２号令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第72号令和6年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ55万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億92万6,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、県支出金の普通交付金16万7,000円、特別交付金5万3,000円、繰入金の出産育児一時金等繰入金33万3,000円、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金312万8,000円を追加計上し、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金312万8,000円を減額し、財源調整しております。

歳出予算では、実績見込み等に伴い、保険給付費に出産育児一時金50万円、保健事業費に事務費増額分として役務費5万3,000円、諸支出金に令和5年度広島県国民健康保険保険給付費等交付金などの実績に伴う返還金として償還金613万6,000円を追加計上し、基金積立金613万6,000円を減額計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第72号令和6年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第73号令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第73号令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,104万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、事務費等繰入金23万3,000円を計上し、歳出予算では、後期高齢者医療用プリンター更新費用として委託料1万8,000円、備品購入費21万5,000円の計23万3,000円を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第73号令和6年度令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会

計補正予算（第２号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第７３号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１２、議案第７４号令和６年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第７４号令和６年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第２号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町下水道事業会計予算の収益的収入の予定額において下水道事業収益を３億８，８３３万８，０００円に、収益的支出の予定額において下水道事業費用を３億９，５８６万６，０００円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、下水道事業収益では他会計補助金７２８万９，０００円を追加計上し、下水道事業費用では環境費の工事請負費に５３万８，０００円、総係費の委託費に４１万３，０００円、消費税及び地方消費税に６２６万７，０００円を追加計上し、資本的収入では企業債４，２５０万円の減額と他会計出資金３，１００万円を減額し、他会計補助金４，２００万円の追加計上をしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第74号令和6年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第75号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第75号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、小型動力ポンプ付軽積載車購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

当該契約は、10月8日に指名競争入札を執行した結果、株式会社三葉ポンプが落札し、同月11日に契約金額792万円で仮契約を締結しております。

購入の消防車両は、大崎上島町消防団車両整備更新計画により大崎上島町消防団第3分団第2部に配備することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 現在、更新計画に基づいて積載車の更新が行われております。これに関連しまして、この更新した積載車車両等でそれぞれの積載車に共通の不具合が生じていると思うんです。いろいろとその不具合の事例が出ているわけなんですけども、基本的にこれオーダーメイド製品なんでリコールとかそういったものにはならないとは思うん

ですけど、今現在その不具合が起きている件数とかそれに対する対処、かかっている費用とかそういったものは分かりますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 不具合が起きているという情報がちょっと入ってなかったの
で、把握はしていないんですけども、古くなってバッテリーの調子が悪いとかエンジンの
かかりが調子が悪いというのは把握して、更新の対象にしているんですけども、新車で
ちょっと動かなくなったとかというような情報は入っていないんですけども。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） 軽微といえば軽微なところなので、その情報が上がってないのか
どうなのか分かりませんが、よくよく確認してみてくださいね。実際にポンプ整備、各
分団で行っていると思うんですけど、これ1か月に1回実施しに行ったら動かないとかと
いうようなことが起きてたりしますんで、ちょっと確認のほうをお願いします。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。答弁要りません。

ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第75号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり
決定されました。

暫時休憩いたします。

10時10分より再開いたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほど渡辺議員の質問のときに企画課長が答弁したところにそごがありますので、再度担当課長から答弁させます。

企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 先ほど渡辺議員の質問でコミュニティーバスのところで、高速船の「休止」というところを、私は高速船の「廃止」と発言しておりますので、修正のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 私も「廃止」と言ってしまったことに対して撤回いたします。

「休止」ということに改めさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第76号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第76号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和6年11月29日に人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定について閣議決定が行われました。その内容は、公務員と民間の給与を比較した結果、民間が公務員給与を上回っていることから、月例給については民間給与との格差を埋めるため平均3.0%引き上げ、特別給についても民間の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げるとしたものであります。

本町におきましても、人事院勧告に準じ職員給与等の改定を行うこととし、月例給については令和6年4月1日から、特別給については公布の日から適用することとしております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

まず、職員給与の改定については、人事院勧告と同様に月例給については民間給与との格差を埋めるため、初任給では高卒者初任給を12.8%、2万1,400円引き上げるとともに、これを踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ全体の号給について一定の改善が及ぶよう所要の改正を行うこととし、平均改定率は3%となっております。

特別給については、民間の支給状況等を踏まえ、支給月数を0.1か月分を引き上げることとし、年間の総支給月数は、期末手当が2.45月から2.5月、勤勉手当が2.05月から2.1月となり、合計では4.5月から4.6月となります。

また、デジタル推進のため専門人材を配置し、情報システム部門の体制強化を図るため、調整監の職を新たに設置するものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第76号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第77号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第77号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員に支給する給与に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

なお、施行期日は令和6年4月1日としております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

常勤職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し同様の改正を行い、常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対する給与に関し、所要の改正を行うものです。

週20時間以上勤務のパートタイム会計年度任用職員につきましては、一般職に準じて令和6年4月1日より施行します。

なお、週20時間未満のパートタイム会計年度職員については、令和6年12月1日から改正を適用することといたします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 同一業種における同一賃金というようなこの観点から見て、一般の職員と会計年度任用職員の差のところで、まず勤務時間の差は当然あると思うので、それによる給与の差というのは当然生じるものと思いますが、これを時間単位の単価に直した場合には同一になるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 同一賃金にはならないとは考えております。20時間以上のパートタイム会計年度任用職員については同じように人勧どおり上げるので、同一賃金程度のものになると思いますけど、時給換算のものに対しては同一賃金となることはないと思っています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それはあれですか。とはいえ、結局行政による事務処理作業といったものは、仕事といったものは同じことですよね。仕事の内容に差はないわけですよね。となると、どこかのところで統一しておく必要があるのではないかと思うんですけども。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 20時間以下の職員の業務なんですけれども、主に給食センターとかほかの、図書館とかというような業務が多いと思っています。内容20時間以上の職員に対しては、同じような職員と同等の勤務形態になると思いますので、そこに対しては同一賃金、人勧に伴うものを反映させて同じ条件で働いていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。

ほかにありませんか。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 20時間以上勤務される職員さんと以下の職員さんの給与の適用ですね、あれがちょっと分けられとんですけど、何かこれは意味があるんでしょうか。4月1日と12月。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 20時間以上のパートタイム職員については、職員と同等に遡及適用するために令和6年4月1日から遡及適用して実施したいと思っています。20時間未満の職員については遡及適用はないので、6年12月1日から給与改正した部分で対応したいと思っています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 77 号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 16、議案第 78 号令和 6 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第 78 号令和 6 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 6 号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和 6 年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 130 万 8, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 2, 274 万 4, 000 円と定めるものです。

今回の補正予算は、人事院勧告に準じ、月例給及び一時金 0.1 月分の引上げを行うものです。

歳入予算では、繰入金の財政調整基金繰入金 4, 130 万 8, 000 円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は３回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言ってから質問してください。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第７８号令和６年度大崎上島町一般会計補正予算（第６号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第７８号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１７、議案第７９号令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第７９号令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ８１万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億１７４万１，０００円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、一般会計繰入金 8 1 万 5, 0 0 0 円を計上し、歳出予算では、人事院勧告に伴う職員人件費 8 1 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 7 9 号令和 6 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 9 号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1 8、議案第 8 0 号令和 6 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第 8 0 号令和 6 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和 6 年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 1, 5 6 8 万 6, 0 0 0 円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、保険料、国庫支出金、その他特定財源を追加計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、総務費に人事院勧告の実施に伴い、職員人件費 90 万 9,000 円、地域支援事業費に実績見込みに伴い、介護予防生活支援サービス事業等に 29 万 7,000 円の追加を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 80 号令和 6 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 19、議案第 81 号令和 6 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第 81 号令和 6 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,512万5,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金11万7,000円を追加計上し、歳出予算では、港湾費に人事院勧告の実施に伴い、職員人件費11万7,000円の追加を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第81号令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第20、議案第82号令和6年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第82号令和6年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算

(第2号)について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億841万5,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金145万7,000円を追加計上し、歳出予算では、人事院勧告の実施に伴い、運行費用で船舶職員人件費105万1,000円、営業費用で一般職員人件費40万6,000円の追加をそれぞれ計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第82号令和6年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第21、議案第83号令和6年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第83号令和6年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町下水道事業会計予算の収益的収入の予定額において下水道事業収益を3億9,004万4,000円に、収益的支出の予定額において下水道事業費用を3億9,757万2,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、下水道事業収益では、他会計補助金170万6,000円を追加計上し、下水道事業費用では、人事院勧告に伴い、営業費用総係費の給与に67万5,000円、職員手当等に59万7,000円、法定福利費に13万4,000円、報酬に30万円を追加計上するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第83号令和6年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） よって、別紙のとおり決定されました。

なお、緊急を要する場合において、議長において議員の派遣を決定いたしますので、ご了承ください。

○議長（信谷俊樹君） 日程第23、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和6年度第4回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時36分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員